

## 中小企業信用保険法第2条第5項第2号イ（直接取引）に基づく認定について

この認定は、ALPS処理水の海洋放出に伴い、諸外国政府が実施している日本国からの水産物の輸入規制措置等を行っている諸外国の事業者と直接取引を一定程度行っており、かつ一定の売上高等の減少が生じていると認めた市内中小企業者について、大阪市長が認定を行うものです。

### 【 認定要件 】

次の「①～③の要件をすべて満たすこと」が必要です。

- ① 大阪市内に事業所（主たる事業所、支店、工場等）を有すること。
- ② ALPS処理水の海洋放出に伴い、諸外国政府が実施している日本国からの水産物の輸入規制措置等を行っている諸外国の事業者と直接取引を行っているもので、当該取引規模が概ね最近6か月又は1年間において総取引規模の20%以上であること。
- ③ 売上高等について、「最近1か月（注1）」の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で10%以上減少することが見込まれること。

（注1）原則、申請月の前月のことをいいます。

### 【 認定期間 】

経済産業大臣が指定する期間（認定申請を行うことができる期間）

令和7年2月24日 から令和7年8月23日まで

### 【 認定申請時の提出書類 】

提出書類	備考
認定申請書 認定申請書（大阪市控） 添付書類（計算書）	大阪市ホームページからダウンロードしてください。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000565665.html">https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000565665.html</a>
「大阪市内事業所」の確認書類	次の書類のいずれかで、申請書記載の「大阪市内の事業所所在地」「企業名」「代表者名」が確認できるもの。コピーをご提出ください。 ○法人の場合：・履歴事項全部証明書（3か月以内のもの） ・確定申告書【別表一（一）】（注2） ○個人の場合：・確定申告書【第一表】（注2） ・許認可証 （代表者名が確認できない場合は確定申告書を添付ください。） （注2）確定申告書は、直近のもので、税務署受付日が確認できるものが必要です。
認定の根拠となる取引規模の確認書類	試算表、仕入台帳（売上台帳）、総勘定元帳等 （概ね最近6か月又は1年間の総取引額と当該事業者との直接の取引額のわかるもの）
認定の根拠となる各月の売上高の確認書類	試算表、仕入台帳（売上台帳）、総勘定元帳等 （添付書類（計算書）に記入した最近1か月及び前年3か月の各月ごとの売上高のわかるもの）

【次ページも確認してください。】

**【 ご注意 】**

- ・ 認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・ 不備がなければ認定書は即日交付します。郵便等による後日交付はできません。
- ・ 本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間中に認定申請を行ってください。
- ・ 認定を受けた日から30日以内に、信用保証協会に対して、保証の申込を行う必要があります。
- ・ 認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

**【お問い合わせ先】**

**大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 （電話：06-6264-9844）**

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館12階